

5月19日 教育行政連絡会（小学校の部）議事要旨

学校選択制の総括について

・学校選択制の導入により、子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つことで、特色ある学校づくりが進み、学校間の競争による教育の活性化が図られるとの趣旨だったが、この間の結果をみるとその選択動機は、通学距離となっている。公立学校の良さはどの学校でも同様の教育を受けることが出来ることと考えているが、今後はどのようなスタンスで続けていくのか。

→（区）選択制の導入によるメリットは学校教育の活性化ではあるが、その第1は学校の選択権を保障することである。

実際の選択理由は通学距離と情報開示であり、趣旨との相違がある点は認識している。

学校教育の活性化にどのようにつなげられるかが、今後の課題である。

・各校の特色として特別支援の教育内容の差がある。この差についても学校間の競争ではなく、学校間の協力や交流により全体の底上げを行うのが本題ではないのか。

→（区）教育内容は教員が専門であり、指導部に区担当指導主事がいる。

学校間の情報共有は教育行政連絡会の場で積極的にやっていきたい。

特別支援学級の生徒の希望は、学校選択制で汲みきれていない状況である。今年度から特別支援学級の受入枠の協議にも区役所が関与出来ることとしたため、改善を図っていききたい。

・特別支援教育について、学校設備改善などの財政面での支援をお願いしたい。

→（区）学校施設面の改善については全市の課題。学校選択制に関係なく、積極的に支援に努めたい。

・実態として、特別支援学級の生徒が学校選択制の制度を活用し切れていない。

・他区での事例として、選択制で特別支援学級の枠がない学校において、要支援児が普通学級を選択し、その後特別支援学級に入級希望することがあった。特別支援学級在籍児童数が決まらず、教員配置にも影響を及ぼすことにもなる。そういう場合は、区として、特別支援教育補助員を追加するなどの措置を講じてもらいたいと思う。

2 k m制限の解除について

- ・地域の方は「地域の子どもは地域で育てる。」と見守りやはぐくみの活動を行っている。

- ・学校選択制により他の学校へ出て行く子どもが、地元地域との関わりが薄れることによる懸念がある。

→（区）通学距離にかかわらず、地域での受入は可能と考えるが、それら踏まえたうえで、保護者及び生徒が判断すべきものと考えている。

- ・通学の安全確保は保護者の責任であることはわかっているが、不安要素が大きい。どうしても危険が予見される生徒があった場合、学校として見過ごせない。このような場合に区役所として、学校へどのような支えをして頂けるのか。

→（区）通学時や時間帯に拘らず、区内の子どもの安全確保は区役所をあげて実施しているところであり、今後もそれに努めていく。

- ・小学校の選択時は、保護者が決定している。児童が高学年になり、遠距離の通学などで、選択したことに疑問を持ち、校区の学校を希望した場合、どのように取扱うのか。

→（区）指定校変更の取り扱いについて、今年度中に協議、整理したい。